
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	34
○ 土地改良区の役員の退任の公告	(緑土・都市農業課)	37
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告	(住都・建築指導課)	38
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	39
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	40
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	41
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	42

名古屋市告示第 257号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、次のとおり公告します。

平成29年 4月10日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 土地区画整理事業の名称
名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
名古屋市中区金山二丁目15番16号
- 3 事業計画の決定年月日
平成 5年 1月19日
- 4 変更の年月日
平成29年 4月10日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第258号

事後調査計画書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定により、事業者からささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業に係る事後調査計画書（供用開始後）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年4月12日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ささしまライブ24特定目的会社
取締役 海田雅人
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
- 2 対象事業の名称及び種類
ささしまライブ24地区「グローバルゲート」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市中村区平池町4丁目
- 4 事後調査計画書の提出年月日
平成29年3月31日（金）
- 5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目2 2 3番地

中川区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成29年4月12日(水)から同月26日(水)まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 259号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 4月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

平成28年 9月 1日 28指令住開指第91号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市南区堤町 1丁目49番 1、49番 3及び泉楽通 4丁目10番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市東区泉二丁目20番19号

リアルエステートジャパン株式会社

代表取締役 渡野 友和

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 260号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 4月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

平成28年 7月28日 28指令住開指第72号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区徳重四丁目 512番 1、 512番 2、 512番 3、 512番 4、 512番 5、 512番 6、 512番 7、 512番 8、 512番 9、 512番10、 512番11、 517番 1、 517番 2、 517番 3、 517番 4、 522番 1及び 522番 2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区徳重四丁目 521番地

深川正巳

名古屋市緑区徳重四丁目 521番地

深川好美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 261号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 6・5・1号瑞穂公園

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目及び 4丁目、豊岡通 3丁目、萩山町 3丁目及び 4丁目、瑞穂町字下内田、師長町並びに山下通 5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 262号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 6・5・1号瑞穂公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 4月14日から平成33年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 263号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・2号城山公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 4・4・2号城山公園

名古屋市千種区城山町 3丁目及び末盛通 3丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 264号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のよう
に關係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・2号城山公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 4月14日から平成35年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除
きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 265号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・6・5号東山公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 5・6・5号東山公園

名古屋市千種区星が丘山手、星が丘元町、東山通 5丁目、田代町字唐山及び字瓶杵、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、天白町大字植田字植田山、昭和区八事富士見、名東区にじが丘 1丁目、植園町 1丁目及び 3丁目、藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目並びに天白区天白町大字八事字裏山及び字山田地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 266号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・6・5号東山公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 4月14日から平成36年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市会達第 1 号

名古屋市会の議員の資産等の公開に関する規程（平成 7 年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 4 月10日

名古屋市会議長 加 藤 一 登

別記様式第 3 中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

を

」

「

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		

に改める。

」

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市会の議員の資産等の公開に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市会の議員の資産等の公開に関する規程の規定にかかわらず、支障のない限り、当分の間、使用することができる。

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

名古屋市長選挙における選挙期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、名古屋市長選挙を次のとおり行う。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

選挙期日 平成29年4月23日

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

名古屋市長選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙長

氏 名 堀 場 章
住 所 名古屋市西区比良四丁目70番地

2 選挙長職務代理者

氏 名 佐 橋 典 一
住 所 名古屋市南区中割町2丁目42番地

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

名古屋市長選挙における選挙長の事務を処理する場所について

平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙における選挙長の事務を処理する場所を次のとおり定めた。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

選挙長の事務を処理する場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

名古屋市長選挙における選挙会を開催する日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 選挙会を開催する日時
平成29年4月24日 午前10時

- 2 選挙会を開催する場所
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所本庁舎2階 第1会議室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

名古屋市長選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所について

名古屋市長選挙公報発行条例（昭和26年条例第19号）第4条第2項及び名古屋市長選挙公報発行規程（昭和31年選挙管理委員会規程第1号）第7条の規定に基づき、平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 くじを行う日時

平成29年4月9日 午後5時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所東庁舎5階 選挙管理委員会室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第8号

名古屋市長選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙において、選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

制限額 27,585,400円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成29年4月9日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,387 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

333,668 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,551 人	熱田区	18,224 人
東区	20,864 人	中川区	60,091 人
北区	45,599 人	港区	39,488 人
西区	40,714 人	南区	38,190 人
中村区	37,626 人	守山区	46,472 人
中区	22,315 人	緑区	65,323 人
昭和区	28,148 人	名東区	43,732 人
瑞穂区	29,648 人	天白区	43,136 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

311,557 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市長選挙選挙長告示第1号

名古屋市長選挙における候補者の届出について

平成29年4月23日執行の名古屋市長選挙において、次のとおり候補者の届出があった。

平成29年4月10日

名古屋市長選挙選挙長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

平成 29 年 4 月 23 日 執行 名古屋市長選挙 立候補者一覧

届出 順位	ふりが 氏名	本籍の 都道府県名	住 所		生年月日	年齢	性別	所属党派	職 業	届出年月日
			ウェブサイト等のアドレス							
1	河村 たかし <small>かわむら</small>	愛 知 県	名古屋市長古出来二丁目 5 番 11 号	takashi19481103@yahoo.co.jp	昭和23年 11月 3 日	68	男	無 所 属	名古屋市長	平成29年 4 月 9 日
2	いわき まさてる 正光	愛 知 県	名古屋市長区大幸四丁目 4 番 1 号	http://www.iwaki.nagoya	昭和29年 10月17日	62	男	無 所 属	弁 護 士	平成29年 4 月 9 日
3	太田 敏光 <small>おおた としみつ</small>	愛 知 県	名古屋市長天白区原三丁目 102 番地	http://blog.goo.ne.jp/nagoya2010_001	昭和23年 7 月 18 日	68	男	無 所 属	無 職	平成29年 4 月 9 日

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年4月14日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月13日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成29年5月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	富田町	榎津・郷中	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	東起町	2丁目 3丁目	〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局宝神水処理センター
港区	藤高三丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	藤高四丁目		〃	〃
	藤高五丁目		〃	〃
	藤前四丁目		〃	〃
	藤前五丁目		〃	〃
緑区	浦里五丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海

				水処理センター
	鳴海町	細根 最中堤塘	〃	〃
天白区	天白町	平針・大根ヶ越	〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局植田 水処理センター
	弥生が岡		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	港区 緑区 天白区

排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 1



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2

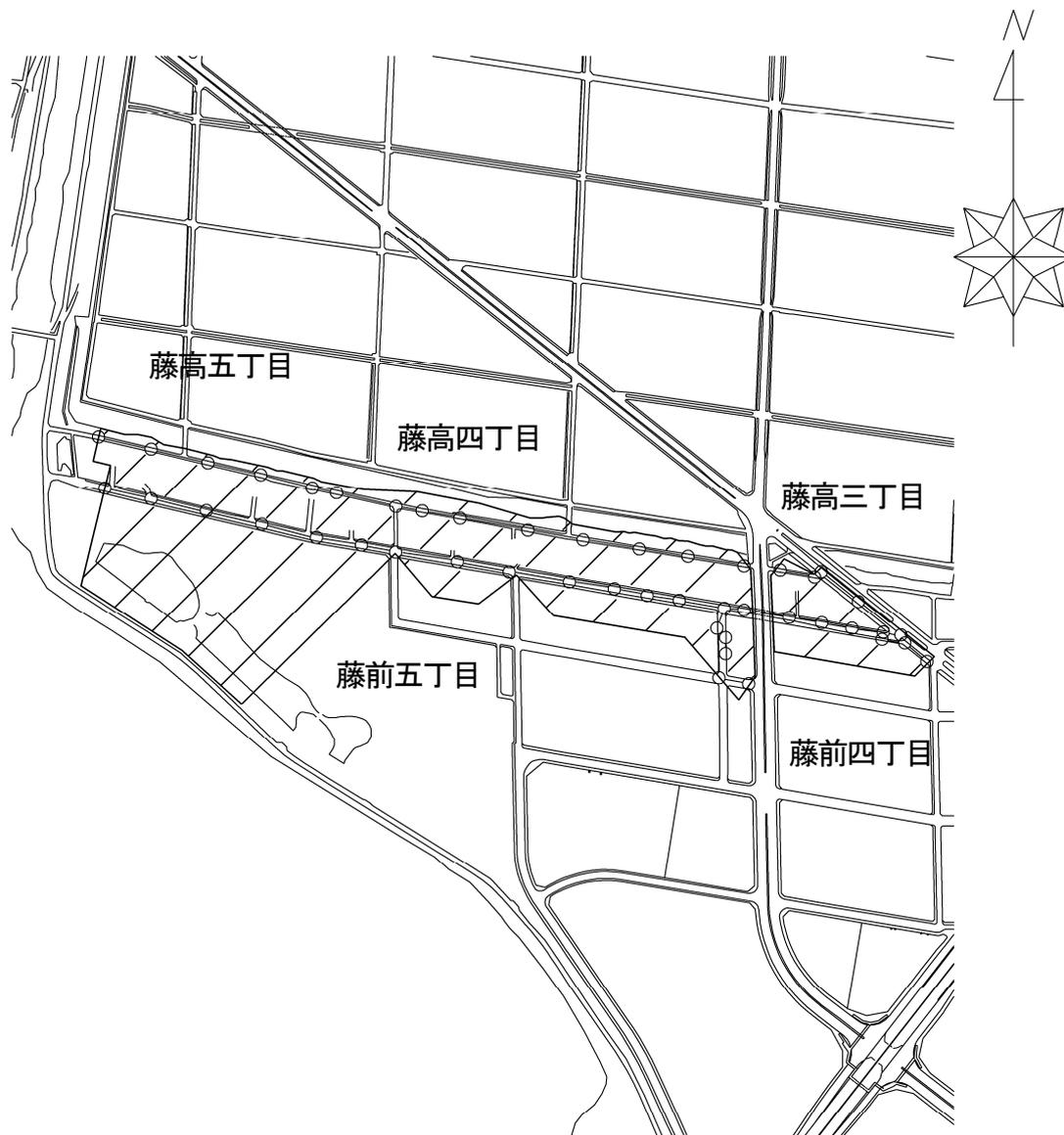


 供用開始区域

 供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



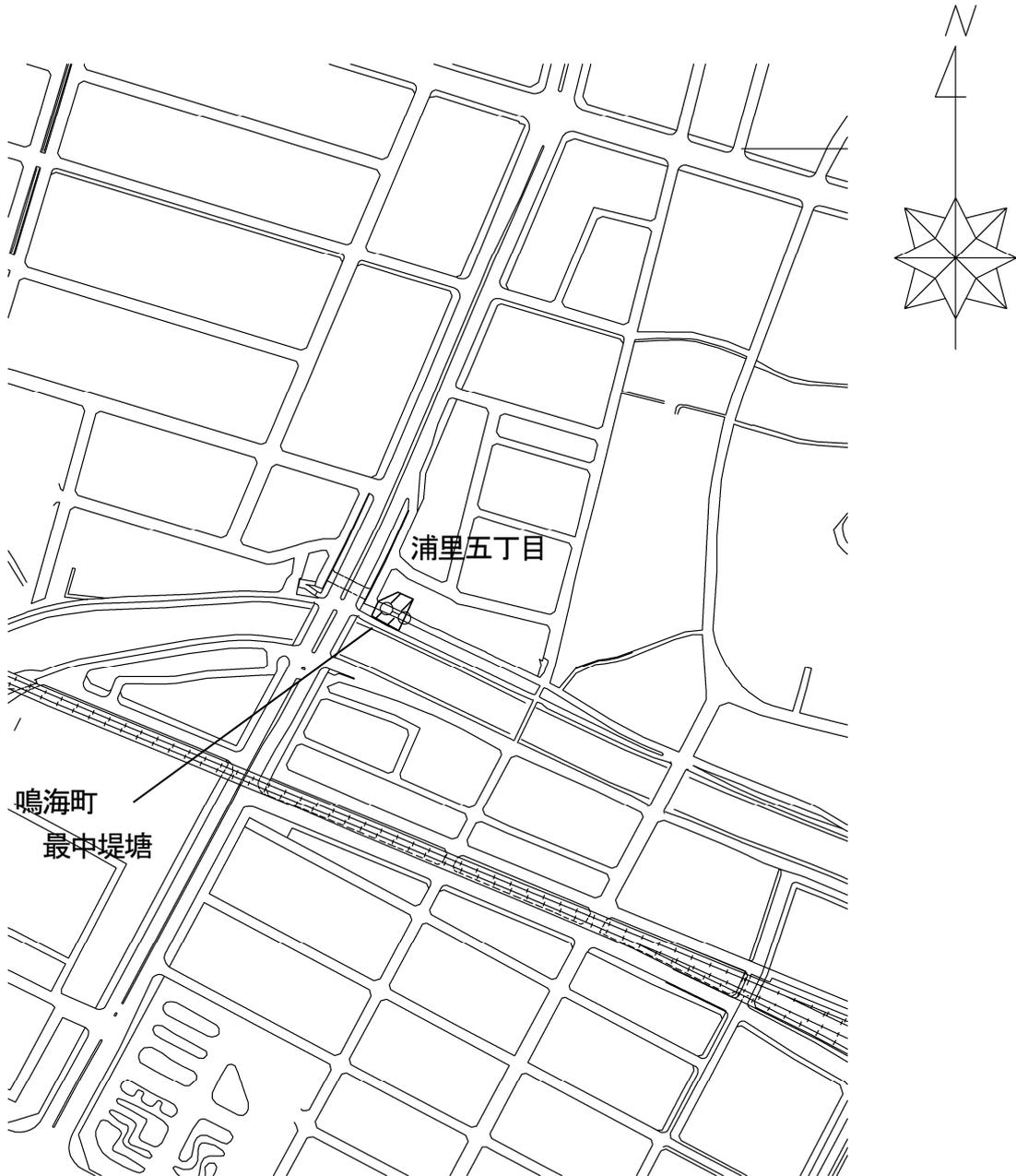
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



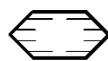
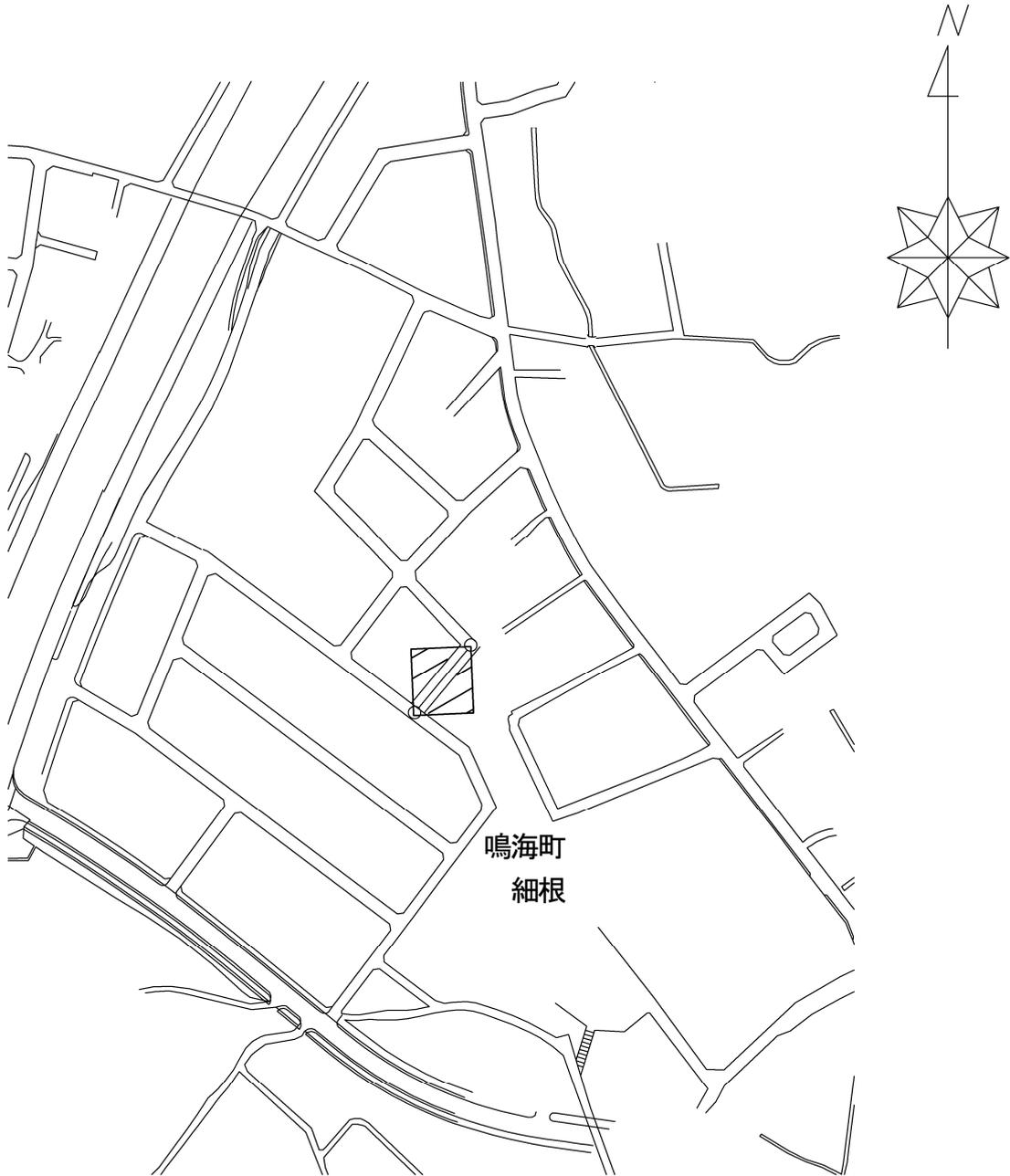
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



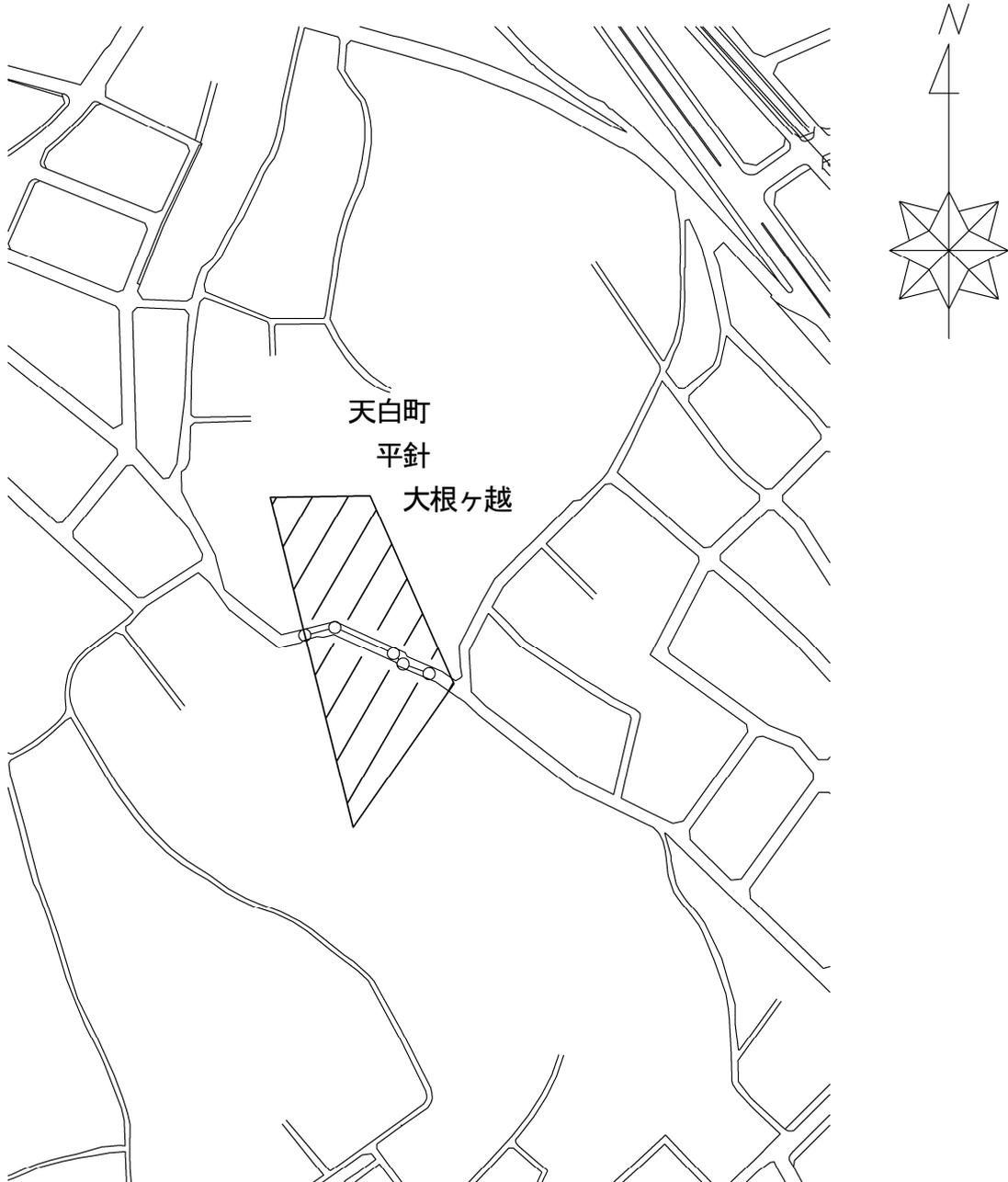
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

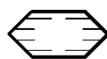
排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1



排水施設的位置図

天白区（分流式）No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ピース&グリーン	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市小泉町31番地	変更なし	変更なし	滋賀県彦根市西今町40番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市小泉町31番地	変更なし	変更なし	滋賀県彦根市西今町 番地	平成 29年 2月 13日
2	(株)アルペン	代表取締役 水野 泰三	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	変更なし	代表取締役 水野 敦之	変更なし	平成 28年 9月 27日

3	(有)近田屋	代表取締役 近田 雄一	名古屋市守 山区西島町 13番地24	—	—	—	平成 28年 6月 20日
4	(株)ニューウ オジョー	代表取締役 伊藤 俊行	愛知県春日 井郡豊山町 大字豊場字 山方70番地 1	変更なし	変更なし	愛知県西春 日井郡豊山 町大字豊場 字山方70番 地 1	平成 29年 3月 23日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年 3月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、退店のため
- (4) No. 4の小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成29年 3月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 4月11日から同年 8月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 8月14日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

平成29年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 茶屋新田土地改良区

理事 小酒井 弘 名古屋市港区東茶屋一丁目 686番地の 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年4月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市天白区平針南二丁目101番、102番、103番、313番、314番、315番、1001番、1002番の一部及び1003番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市緑区鳴子町3丁目33番、34番、35番及び36番

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第2-7号

平成元年6月26日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市緑区鳴子町3丁目49番の一部

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

20指令住建指第22-5号

平成20年6月2日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市緑区鳴子町4丁目56番の一部

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

20指令住建指第22-4号

平成20年6月2日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 4月14日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

1 開催日時

平成29年 4月20日（木） 午後 2時00分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

第 1号議案 平成29年度事業計画の承認について

第 2号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について）

第 3号議案 名古屋市農業委員会規程の一部改正について

第 4号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について

第 5号議案 名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部改正について

第 6号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第 7号議案 名古屋市農業委員会会長専決規程の一部改正について

第 8号議案 名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について

第 9号議案 名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

第10号議案 名古屋市農業委員会運営委員会要領の一部改正について

第11号議案 名古屋市農業委員会地区協議会要領の一部改正について

第12号議案 名古屋市農業委員会農業委員全員協議会要領の一部改正について

第13号議案 名古屋市農業委員会部会委員互選規程の廃止について

第14号議案 名古屋市農業委員会会長互選要領の制定について

名古屋市農業委員会事務局農政課